

平成19年4月1日から年金制度の一部が改正されました

平成16年の年金制度改正によって、平成19年4月1日から年金制度の一部が変わりました。改正点は次のとおりです。

会社にお勤めの70歳以上の方に 老齢厚生年金の給付調整が導入されました

70歳以上の方が厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は対象となりません。

65歳以降の老齢厚生年金を 繰り下げて受けられるようになりました

65歳から老齢厚生年金を受けられる方が、65歳からは受け取らずに66歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けられます。

離婚時の厚生年金の分割制度が導入されました

平成19年4月1日以降に離婚された場合、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき分割することができます。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から分割後の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。ただし、老齢厚生年金を受給されるためには、ご自身の年金加入期間が原則25年以上必要です。

遺族厚生年金制度が見直されました

◆65歳以上の方の遺族厚生年金の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

- ①ご自身の老齢厚生年金等は全額支給。
- ②遺族厚生年金はご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給。

※平成19年4月1日以前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、すでに65歳以上の方は新しい制度の対象とはなりません。

◆若齢期の妻の遺族厚生年金の見直し

- ①夫の死亡時に30歳未満で、子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります（子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合にはその時点から5年間）。

- ②妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算（年間59万4200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に65歳に到達するまでの間、支給されることとなります。

詳しくは…

新居浜社会保険事務所 TEL0897-35-1300

年金ダイヤル（被保険者用） TEL0570-05-1165

年金ダイヤル（受給者用） TEL0570-07-1165

コミュニティ助成事業で ソフトボール用具を整備

コミュニティ助成事業は、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を目的に、財団法人自治総合センターが宝くじの事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行うものです。

このたび平成18年度の助成を受けて、大町連合自治会がソフトボール活動で使用する備品を整備しました。今後は大町地区のソフトボール活動の活性化と地域住民の交流・健康増進の促進のために活用されます。

■問合せ 市庁舎本館企画課
TEL 0897-52-1244



▶コミュニティ助成事業で大町連合自治会に整備したソフトボール用具。

赤十字社員増強運動に ご協力ください

毎年5月1日～5月31日に赤十字社員増強運動（赤十字募金）が全国一斉に展開されます。

この募金は豪雨災害、火災などの被災者への援助物資や見舞金の支給などさまざまな事業に活用されています。皆さまの温かいご理解、ご協力をお願いいたします。

■問合せ

○市庁舎別館社会福祉課
総務福祉係

TEL 0897-52-1288

○各総合支所市民福祉課
福祉係

銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の登録手続きは偶数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）に愛媛県庁で実施しています。

銃砲刀剣類を新たに発見した場合は、最寄りの警察署へ発見の届出をしてから、登録手続きを行ってください。

■問合せ

県教育委員会文化財保護課
TEL 089-912-2976